

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市あさはた緑地交流広場

- 2 指定管理者の名称 一般社団法人グリーンパークあさはた

- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

- 4 選定の経緯
 - (1) 公募
 - ア 募 集 期 間 令和5年11月1日～令和6年11月30日
 - イ 申請団体（順不同） 一般社団法人グリーンパークあさはた
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
 - (ア) 書 類 審 査 令和5年12月1日
 - (イ) プレゼンテーション 令和5年12月12日
 - イ 審査委員会
 - 委員長 杉村 則久（都市局都市計画部緑化政策担当部長）
 - 委 員 塩澤 友宏（都市局都市計画部緑地政策課長）
 - " 石塚 浩史（環境局環境共生課長）
 - " 田中 博通（麻機遊水地保全活用推進協議会会長）
 - " 瀧口 信也（静岡市農業協同組合東部ブロック統括部長）
 - ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり
 - エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。
 - (3) 審査結果
 - ア 選定された団体の名称及び点数
 - (ア) 名 称 一般社団法人グリーンパークあさはた

(イ) 点 数 93.6点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 59,070千円

イ 総 評 (選定の理由等)

- ・ 麻機遊水地グランドデザインを理解し、施設の設置目的の達成に資する理念・方針を有している。
- ・ 「巴川流域の浸水被害を防ぐための治水機能」や「絶滅危惧種を含む多様な動植物が生息している」などの地域の特性と実情を理解し、それらを踏まえた維持管理計画が示されている。
- ・ 令和3年度から当該施設の指定管理を行っており、総合評価ではA評価を得るなど優れた実績を有し、施設を安定的に運営しうる財務的基盤を有している。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和6年3月19日

(6) 指 定 令和6年3月19日

(7) 公 告 令和6年3月27日

指定管理申請者審査表

施設の名称 あさはた緑地交流広場

基本項目	審査項目	比重 ①	評価 ②	点数 ①×②
事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。【三十点】	「麻機遊水地ランドデザイン」や、仕様書で示すあさはた緑地交流広場の設置目的に資する理念・方針が示されているか。	× 1		
	あさはた緑地交流広場の各施設の特徴を活かした活用方法が提案されているか。	× 2		
	仕様書に示す目標の達成に向け、創意工夫がされた事業内容が提案されているか。	× 2		
	事業内容を勘案し、事業が確実に実現できるスケジュールが提案されているか。	× 1		
	【所見欄】			
事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。【四十五点】	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	利用者ニーズを把握し、施設運営へ反映させるための考え方・方策が示されているか。	× 2		
	麻機地区の魅力発信に向け、創意工夫がされた実現性のあるビジターセンター業務が示されているか。	× 1		
	麻機遊水地の特性と実情を踏まえ、仕様書に示す業務を適切に反映した維持管理計画が示されているか。	× 2		
	事故・災害など緊急時における対策が適切に検討されているか。	× 1		
	利用者が安全・安心に利用できる快適な施設を維持するための維持管理計画が示されているか。	× 2		
【所見欄】				
事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。【二十点】	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営は十分か。	× 2		
	当該施設の管理運営に必要な能力を有した人材が適切に配置されているか。	× 1		
	従事者を対象にした研修計画は適切か。	× 1		
	【所見欄】			

基本項目	審査項目	比重 ①	評価 ②	点数 ①×②
管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【五点】	施設を安定的に運営しうる財務的基盤を有しているか。 【所見欄】	× 1		

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】